

府公第 号
令和5年4月 日

各行政機関副総括文書管理者宛

内閣府大臣官房公文書管理課長

行政文書の管理における「歴史的緊急事態」等への対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応に関する行政文書の管理については、令和2年3月10日府公第76号、同年5月28日府公第137号、令和3年3月2日府公第43号及び令和4年3月18日府公第82号により、貴職に通知してきたところである。

今般、新型コロナウイルス感染症をいわゆる5類感染症とする方針が出されていること等を踏まえ、下記のとおり改めて対応又は徹底をいただきたいため、通知する。

また、所管の独立行政法人等に対し、行政機関に準じた対応がなされるよう必要な情報提供を行っていただきたい。

記

1 歴史的緊急事態等に係る行政文書ファイルの特定について

「新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応に関する行政文書ファイル等」に該当する行政文書ファイル等（以下「該当文書」という。）については、令和2年3月10日府公第76号では、「行政文書ファイル管理簿の備考欄に、「歴史的緊急事態関係」を記載する」としたところである。また、令和2年5月28日府公第137号において、「新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応に関する行政文書ファイル等については、「新型コロナウイルス感染症」や「新型コロナウイルス感染症対策の文言を含めるなど、できる限りその該当性を容易に判別できる名称を付与していただきたい」としている。この点を、改めて周知及び徹底をいただきたい（※1）。

さらに、該当文書の行政文書ファイル管理簿への未記載・記載漏れがないように、記載状況の点検を行っていただきたい。

その上で、該当文書の管理状況の確認のため、移管又は廃棄されたものを含めて、令和2年3月10日の歴史的緊急事態の決定以降、令和4年度中までの間に作成された該当文書の数を把握の上、当課まで報告されたい（報告事項・方法は別途連絡する）。なお、独立行政法人を含む法人等機関については、例年の「法人文書の管理の状況調査」で、昨年

度と同様の調査を実施する予定。

※1 歴史的緊急事態に該当する行政文書ファイル等に該当するか否かについては、名称から判別できる場合でも行政文書ファイル管理簿の備考欄に「歴史的緊急事態関係」としていただくことで、その判別及び数量の把握が容易となる。

※2 東日本大震災への対応に関する行政文書ファイル等についても、同様に、必ず行政文書ファイル管理簿の備考欄に「東日本大震災関連」、「東日本大震災関連を含む」のいずれかを記載いただきたい。

2 保存期間満了時の措置の設定等

該当文書について、保存期間満了時の措置に関する国立公文書館に助言を求める際、内閣総理大臣に対し廃棄の同意を求める際は、「行政文書の管理に関する公文書管理課長通知（令和4年2月10日）」の様式1、様式8の「その他参考となる情報」欄に「新型コロナウイルス感染症対策関連」、「新型コロナウイルス感染症対策関連を含む。」のいずれかを記載いただきたい。

※ 東日本大震災への対応に関する行政文書ファイル等についても、同様に、「その他参考となる情報」欄に「東日本大震災関連」、「東日本大震災関連を含む」のいずれかを記載いただきたい。

3 引継ぎの徹底

組織の改廃により、歴史的緊急事態に関する行政文書の所管部局が変わる場合には、行政文書の引継ぎ、行政文書ファイル管理簿の記載事項の変更等について遺漏なく行われるよう留意されたい。

4 会議等の記録に関するマニュアルの整備等

新型コロナウイルス感染症に係る事態に政府全体として対応する会議等の運営を担当する行政機関は、当該会議等に関し、作成すべき記録、記録作成の責任体制、記録作成の手续・期限等を記載したマニュアルを整備いただき、新たな会議等を設けた場合並びにマニュアルを整備又は改正した場合には、公文書管理課まで報告をお願いしていたところ。

今般、報告漏れ等があったことに鑑み、会議運営担当課室等においては引継ぎを遺漏なく行うことや、複数名による確認作業を行うこと、公文書監理官室等においては、会議運営担当課室と連携し、仮に、今後報告を要する会議の新設等があった場合には、できるだけ速やかに報告を行うことに留意されたい。

なお、このマニュアルについては、行政の効率化の観点から、公文書管理課が用意した

所定の様式への記載をもって作成していただくことが可能であり、また、マニュアルに記載すべき記録作成の運用等が同一であれば、運営を担当する課室等を同じくする他の会議のマニュアルをもって代えることができることとしている。

※ 行政文書の管理に関するガイドライン第3において記録を作成すべきと記載している会議は、歴史的緊急事態に「政府全体として対応する会議その他の会合」であるが、一部の行政機関の所掌事務のみに係る会議をはじめ、新型コロナウイルス感染症に係る事態に対応するために行われた業務全般について、各行政機関においては説明責任を果たせるよう、適切な措置を講じていただきたい。